

高知県介護福祉士会 理事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第10条第4項に基づく理事の選任について必要な事項を定めるものとする。

(理事の区分及び定数)

第2条 理事は、会則第9条第1項に規定する定数について、次の各号から選出し、総会において選任する。

- (1) 室戸市、安芸市、香南市、香美市、南国市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村に住所又は勤務先を有する正会員 1名以上4名以内
- (2) 高知市、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村、本山町、大豊町、土佐町、大川村に住所又は勤務先を有する正会員 6名以上10名以内
- (3) 須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、中土佐町、四万十町、樋原町、津野町、黒潮町、大月町、三原村に住所又は勤務先を有する正会員 1名以上4名以内
- (4) 理事会の推薦を得た正会員 2名以内

(補充)

第3条 理事に欠員が生じた場合の補充は、その理事が選出されていた選出区分から選出し、総会において選任する。

附 則

この規程は、平成21年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月15日から施行する。